

危機管理委員会規程

平成21年9月29日
歴博規 第76号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館危機管理規程第5条第2項に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 想定される危機の検討に関する事。
- (2) 想定される危機に関する情報の収集及び分析に関する事。
- (3) 想定される危機の評価及び優先順位付けに関する事。
- (4) 想定される危機への対応策の検討、立案及び実施に関する事。
- (5) 危機管理マニュアルの作成、見直し及び周知に関する事。
- (6) 職員等に対する適切な情報提供に関する事。
- (7) 職員等への教育及び訓練の実施に関する事。
- (8) 危機対策本部の組織体制及び活動内容の決定に関する事。
- (9) 緊急時の情報伝達体制の整備に関する事。
- (10) 危機対策本部の設置場所、備品及び通信機器の準備に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 研究推進センター長
- (3) 博物館資源センター長
- (4) 広報連携センター長
- (5) 日本歴史研究専攻長
- (6) 管理部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、館長が指名する副館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、管理部総務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月29日から施行する。
- 2 危機管理委員会規程（平成19年4月1日歴博規第59号）は廃止する。